

○加須市保存樹木等の指定に関する要綱

平成22年3月23日

告示第102号

改正 平成22年5月20日告示第200号

平成27年3月31日告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな自然が市民にとってかけがえのないものであることから、保存すべき樹木及び樹林（以下「保存樹木等」という。）を指定することにより、自然の保護及び緑化の推進に資することを目的とする。

(保存樹木等の指定)

第2条 市長は、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）又は加須市文化財保護条例（平成22年加須市条例第106号）（以下これらを「県条例等」という。）の規定による指定がされていない樹木又は樹林であって、次に掲げる基準に該当するものを保存樹木等に指定することができる。

(1) 保存樹木

ア その樹木が健全で、樹形が良く、美観上優れているもの

イ 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が2.5メートル以上のもの。ただし、地上1.5メートルの位置において幹が複数に分かれている樹木については、それぞれの幹の周囲の合計が2.5メートル以上であり、そのうちの主な幹の周囲が1.5メートル以上のもの

ウ 地域住民に親しまれ、自由に鑑賞可能なもの

(2) 保存樹林

ア 特徴ある景観を有し、その集団に属する樹木が健全に成育しているもの

イ その面積が、1,000平方メートル以上のもの

2 市長は、前項の指定に当たり、加須市環境審議会に諮問するものとする。

3 市長は、前項の規定による諮問の結果、指定が適当と認められたときは、

保存樹木等指定承諾書（様式第1号）により、当該保存樹木等の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の承諾を得るものとする。

4 市長は、前項の承諾を得たときは、当該樹木等を保存樹木等に指定し、保存樹木等指定通知書（様式第2号）により、所有者等に指定した旨を通知するとともに、当該保存樹木等の保全に努めるよう指導助言を行うものとする。

5 市長は、前項に規定する指定をしたときは、樹木等保全協定書（様式第3号）により、保存樹木等に関する協定を所有者等と締結するとともに、当該保存樹木等の保全に努めるよう助言指導を行うものとする。

（平成22告示200・平成27告示113・一部改正）

（指定の解除）

第3条 市長は、保存樹木等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該保存樹木等の指定を解除するものとする。

（1） 滅失、枯死、毀損等により、前条第1項各号の基準に該当しなくなったとき。

（2） 県条例等の規定により新たに指定を受けたとき。

（3） 所有者等から指定の解除の申出があったとき。

2 市長は、保存樹木等の指定を解除しようとするときは、保存樹木等指定解除通知書（様式第4号）により、所有者等にその旨を通知するものとする。

3 所有者等は、保存樹木等の指定の解除を申し出ようとするときは、保存樹木等指定解除申出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（平成27告示113・一部改正）

（標識の設置）

第4条 市長は、第2条の規定により指定した保存樹木等には、これを表示する標識（様式第6号）を見やすい場所に設置するものとする。

（平成27告示113・一部改正）

（保存の努力義務）

第5条 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等について枯損の防止等その保存に努めなければならない。

(滅失等の届出)

第6条 所有者等は、保存樹木等が滅失し、枯死し、若しくは毀損したとき、又は保存樹木等を譲渡しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により市長に届け出るものとする。

(1) 保存樹木等が滅失し、枯死し、又は毀損したとき。 保存樹木等(滅失・枯死・毀損)届(様式第7条)

(2) 保存樹木等を他に譲渡しようとするとき。 保存樹木等所有者変更届(様式第8号)

(平成27告示113・一部改正)

(台帳の作成)

第7条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、保存樹木等指定台帳(様式第9号)に必要事項を記載するものとする。

(平成27告示113・一部改正)

(奨励金の交付)

第8条 市長は、保存樹木等の所有者等に奨励金を交付するものとし、その額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる基準額の範囲内において市長が定める額とする。

(1) 樹木 1本当たり 年3,000円

(2) 樹林 1平方メートル当たり 年10円

2 奨励金の交付時期は、当該年度末とし、年度の途中で保存樹木等として指定し、又はその指定を解除し、若しくは変更したときも奨励金を交付する。ただし、当該年度において、その指定期間が6箇月未満のときは、これを交付しない。

(奨励金の適用除外)

第9条 指定した保存樹木等の所有者等が、国又は地方公共団体の場合は、奨励金は交付しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の騎西町保存樹木等の指定に関する規則（平成18年騎西町規則第14号）の規定によりなされた指定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（平成27告示113・旧第3項繰上・一部改正）

附 則（平成22年告示第200号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第113号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

保存樹木等指定承諾書

年 月 日

加須市長 様

(所有者)住 所

氏 名

㊟

(管理者)住 所

氏 名

㊟

次の樹木(樹林)を保存樹木等に指定することについて、加須市保存樹木等の指定に関する要綱第2条第3項の規定により承諾します。

1 所在地

2 樹種(面積)

様式第2号(第2条関係)

保 存 樹 木 等 指 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

加須市長 

次の樹木(樹林)を保存樹木等に指定するので、加須市保存樹木等の指定に関する要綱第2条第4項の規定により通知します。

1 所 在 地

2 樹種(面積)

3 指 定 番 号 第 号

## 保存樹木等保全協定書

加須市（以下「甲」という。）と保存樹木等の所有者（以下「乙」という。）との間において、加須市保存樹木等の指定に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、保存樹木等に関する協定を次のとおり締結する。

（保存樹木等の指定）

第1条 甲は、次の表に定める乙所有の樹木等を保存樹木等として指定する。

土地の所在・地番	樹種又は面積(m <sup>2</sup> )	幹の周囲(m)	樹高(m)
加須市			

（奨励金の交付）

第2条 甲は、保存樹木等として指定された樹木及び樹林について、奨励金を予算の範囲内において、乙の請求により年度末に支払うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の期間は、 年 月 日から10年とする。ただし、期間満了1箇月前までに要綱第3条に規定する解除がない場合は、さらに10年間自動更新するものとする。

（滅失等の届出）

第4条 この協定の保存樹木等について、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式により甲に届け出なければならない。

- （1） 保存樹木等が滅失し、枯死し、又は毀損したとき 保存樹木等（滅失・枯死・毀損）届（様式第7号）
- （2） 保存樹木等を他に譲渡しようとするとき 保存樹木等所有者変更届（様式第8号）

（報告）

第5条 甲は、保存樹木等の現況等に関する報告を乙に求めることができる。

（保存樹木等の指定の解除）

第6条 市長は、保存樹木等が要綱第3条第1項に該当したときは、指定を解除するものとする。

（協議）

第7条 乙は、要綱を遵守するとともに、この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 加須市下三俣290番地  
加須市  
代表者 加須市長

印

乙 住所  
氏名

印



様式第4号(第3条関係)

保 存 樹 木 等 指 定 解 除 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

加須市長 印

次の樹木(樹林)について、保存樹木等の指定を解除するので、加須市保存樹木等の指定に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

- 1 所 在 地
- 2 樹種(面積)
- 3 解除の理由
- 4 指定番号及び指定年月日

第 号  
年 月 日

様式第5号(第3条関係)

保存樹木等指定解除申出書

年 月 日

加須市長 様

(所有者)住 所

氏 名

㊟

(管理者)住 所

氏 名

㊟

次の樹木(樹林)について、保存樹木等の指定を解除するよう加須市保存樹木等の指定に関する要綱第3条第3項の規定により申し出ます。

1 所 在 地

2 樹種(面積)

3 解除申出の理由

4 指定番号及び指定年月日

第 号  
年 月 日

様式第6号(第4条関係)

保 存 樹 木 (保存樹林)		30 cm
樹 種 (主な樹種)		
所 有 者		
(距 離	m、面積	m <sup>2</sup> )
指定番号	第 号	
加 須 市		
← 50cm →		

様式第7号(第6条関係)

保存樹木等(滅失・枯死・毀損)届

年 月 日

加須市長 様

(所有者)住 所

氏 名 ㊟

(管理者)住 所

氏 名 ㊟

保存樹木等に指定の樹木(樹林)について、(滅失・枯死・毀損)したので、加須市保存樹木等の指定に関する要綱第6条の規定により届け出ます。

1 所 在 地

2 樹種(面積)

3 届出の内容 滅失・枯死・毀損

4 指定番号及び指定年月日 第 号  
年 月 日

様式第8号(第6条関係)

保存樹木等所有者変更届

年 月 日

加須市長 様

(所有者)住 所

氏 名

㊟

(管理者)住 所

氏 名

㊟

保存樹木等に指定された樹木(樹林)について、所有者の変更をしますので、加須市保存樹木等の指定に関する要綱第6条の規定により届け出ます。

1 所 在 地

2 樹種(面積)

3 変更後の所有者 住 所  
氏 名

4 指定番号及び指定年月日 第 号  
年 月 日

様式第9号(第7条関係)

保 存 樹 木 等 指 定 台 帳

指 定 番 号	指 定 年 月 日	所 在 地	樹 種 及 び 幹 の 周 囲 (面積)	所 有 者 の 氏 名 及 び 住 所	備 考

様式第1号（第2条関係）

（平成27告示113・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平成27告示113・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平成27告示113・追加）

様式第4号（第3条関係）

（平成27告示113・旧様式第3号繰下）

様式第5号（第3条関係）

（平成27告示113・旧様式第4号繰下）

様式第6号（第4条関係）

（平成27告示113・旧様式第5号繰下）

様式第7号（第6条関係）

（平成27告示113・旧様式第6号繰下・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

（平成27告示113・旧様式第7号繰下）

様式第9号（第7条関係）

（平成27告示113・旧様式第8号繰下）